令和元年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年7月11日 湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年7月11日(木)午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室 41

開会 午後2時03分

閉会 午後3時10分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

	1番	麻生	良子	11番	姉崎	与志弘
	2番	宮原	正明	12番	川﨑	秀悦
	3番	髙橋	郁夫	13番	加藤	エリ子
	4番	沓澤	弥	14番	髙橋	忠雄
	5番	伊藤	秀郎	15番	佐藤	栄子
	6番	髙橋	廣尚	16番	瀬川	等
	7番	能登	公平	17番	水戸	義昭
	9番	高橋	敬悦	18番	小嶋	幸吉(会長職務代理者)
1	0番	高橋	伸太郎	19番	半田	好廣 (会長)

2) 欠席した委員

8番 藤谷 清志

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席 (午後2時03分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

- 5) 会議の提出案件
 - 1. 会務報告
 - 2.報 告

報告第3号 第9回運営委員会の報告

- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2)使用貸借契約合意解約
 - (3)申請許可状況
 - (4)農地法第4条第1項第8号届出
 - (5)公共事業等に伴う一時転用の届出

3.議 案

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地

利用集積計画の決定について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 非農地証明願いについて

議案第19号 湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について

議事

議長

開会宣言 午後2時3分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。

欠席届を提出されている委員の方は、8番 藤谷 清志 委員です。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、17番 水戸 義昭 委員、1番 麻生 良子 委員の両名 を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、本日一日限りと決定いたします。

本日の議題は、会務報告のほか報告6件、議案6件であります。

議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。

なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。 それでは、会務報告の説明をお願い致します。

(高橋事務局長、挙手)

議長

高橋事務局長。

(会務報告、朗読説明)

議 長 会務報告の内容についてご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長 それでは、只今の報告をご了承願います。

次に報告第3号 第9回運営委員会の報告をお願いします。

(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)

議 長 18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者。

(第9回運営委員会報告、朗読説明)

議 長 報告第3号 第9回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長 それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出 等の報告をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議 長 佐藤班長。

(届出等報告、朗読説明)

佐藤班長 今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。

議案書2ページご覧ください。1賃貸借契約合意解約は2件、面積2,274㎡であります。解約理由は、整理番号30号は農業経営縮小のため、整理番号31号は貸人の都合によるためとなっております。

次に、2使用貸借契約合意解約は1件、面積 7,878 ㎡であります。解 約理由は、第三者へ利用権設定するためとなっております。

次に、3申請許可状況であります。先月の転用案件は5条所有権移転が1件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かったこと

から、6月13日付けで許可しております。

次に、4農地法第4条第1項第8号届出が1件、土地は皆瀬字仏師ヶ沢58、地目は畑、1,123㎡のうち130㎡に農業用倉庫を建築するための届出であり、9月1日着工となっております。

次に、5公共事業等に伴う一時転用の届出が1件、土地は若葉町229-1、地目は田、895㎡のうち851.46㎡、届出の事由は流雪溝整備工事に伴い現場事務所等の設置が必要なためであります。使用期間は7月1日から11月30日迄となっております。報告は以上です。

議長

只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と します。案件を事務局より説明をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 7 月 11 日提出。

議案書4ページをご覧ください。使用借権設定は1件、面積 1,534 ㎡であります。申請事由は農業者年金の経営移譲となっております。

議案書5ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積4,411 ㎡であります。申請事由は経営拡張となっております。賃料は総会資料記載のとおりであります。

次に、議案書6ページと7ページをご覧ください。所有権移転は6件、 面積10,649.52 ㎡、申請事由は申請番号第7号と9号は部分贈与と生前 一括贈与によります受贈。申請番号第8号と10号から12号は経営拡張 で売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議 長 質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。

1番 所有権移転申請番号第 11 号、譲渡人の申請事由「営農資金」とは、ど のような用途の資金か。

高橋主幹 農業機械を購入するための資金であります。

12番 土地の位置や売買価格から、今後転用等の予定はあるのか。

高橋主幹 農地法3条による取得であり、営農が前提となっております。譲受人 も農地として使用していくとのことで、そのような予定はございません。

議長はかにご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長 それでは、採決をお願い致します。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。議案第14号「農地法3条の規定による許可申請について」 を申請のとおり許可することに決定いたします。

> 次に、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯 沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事 務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、举手)

議長上佐藤班長。

(議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農 用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 7 月 11 日提出。

議案書9ページと10ページをご覧ください。利用権設定は、賃貸借権で6件、面積は25,582 ㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第 15 号農業経営基盤強化促進法の利用権設について、 計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議 します。事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

佐藤班長

(議案第 15 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明) 議案書 11 ページと 12 ページをご覧ください。所有権移転は 5 件、面 積は 13,491 ㎡であります。申請事由は経営拡張であります。売買価格に ついては、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容 は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考 えます。説明は以上です。 議 長

質疑を行います。何かご質問ございませんか。

13番

整理番号13号と14号について、畑をどの様に利用する予定か。

高橋主幹

飼料用作物を作付けする予定であります。

議長

ほかにご質問ございませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第15号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、 計画のとおり決定することと致します。

次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(高橋主幹、挙手)

議長

高橋主幹。

(議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

高橋主幹

議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」1農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年7月11日提出。

議案書 14 ページ、議案付属資料は 10 ページから 20 ページをご覧くだ

さい。申請内容は現在配偶者の実家に同居しているが、将来家族が増え ることを考え、申請者の実家近くの農地を相続して、一般住宅を建築す るための転用であります。なお、相続については、遺産分割協議書等の 書類により、申請者が相続することを確認しております。申請地は、三 梨町字烏帽子橋 22-1、地目は畑、面積は 367 ㎡であります。湯沢市役所 稲川庁舎から南に約370m、稲川中学校から北東に約390mの下宿集落に 位置し、東側は畑、西側は道路、南側は水路、北側は宅地に接しており ます。農地区分は、農地からおおむね 500 メートル以内に教育施設、医 療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第2種農地と 判断しました。土地の選定については、申請者の実家近くを希望してい ましたが宅地等の適地がみつからず、また予算が限られていたことから 申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、車庫と カーポートと一体となった住宅 120.29 ㎡、通路・雪寄せスペース 246.71 ㎡となっております。事業費は施設建物建設経費が30,960,000円、設計 費 540,000 円、測量・登記経費 250,000 円、搬入費等諸経費 250,000 円、 計 32,000,000 円となっております。 資金計画は全額金融機関からの借入 となっており、住宅ローン事前審査申込書により確認しております。被 害防除計画は特になく、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流 下により処理することとしております。許可判断として、第2種農地で はありますが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居 住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置され ることから、施行規則第33号第4号に該当するものと考えます。説明は 以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、7番 能登 公平 委員から報告願います。

議長

(7番 能登 公平 委員、挙手) 7番 能登 公平 委員。

7番

議案第16号の現地確認について報告いたします。

7月1日、6番 高橋 廣尚 委員と私の2名、事務局2名とで現地確

認をしてまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、 転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第16号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第 16 号について採決を行います。 許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否 判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。異議ないものと認め、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。

次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(高橋主幹、挙手)

議 長

高橋主幹。

(議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

高橋主幹

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年7

月11日提出。

議案書 16 ページをご覧ください。所有権移転申請番号第5号、議案付 属資料は21ページから32ページをご覧ください。申請は、歯科医院を 新規開業するため、申請地を取得し歯科医院併用住宅を建築するための 転用であります。申請地は三梨町字烏帽子橋 71-2、71-3、71-4、112-2、 112-3、地目は畑、面積 1,605 m であります。湯沢市役所稲川庁舎から南 へ約 490m、市立稲川中学校から北東へ約 290mの下宿集落内に位置し、 東側は水路、西側は宅地、南側は雑種地、北側は畑に接しております。 農地区分は、農地からおおむね 500 メートル以内に教育施設、医療施設 その他公共施設又は公益的施設が存することから、第2種農地と判断し ました。土地の選定については、開業を希望する三梨地区で宅地等を探 しましたが、適地が見つからなかったことから、申請地を選定したこと はやむを得ないと考えます。事業計画は、歯科医院併用住宅 270 ㎡、駐 車スペース 24 台分 360 ㎡、通路・雪寄せスペース等 975 ㎡となっており ます。事業費は用地取得費 5,500,000 円、造成・整地経費 10,000,000 円、 施設・建物経費 90,000,000 円、設計費 4,500,000 円、測量・登記経費 2,000,000円、搬入費等諸経費2,000,000円、計114,000,000円となって おります。資金計画は全額金融機関からの借入となっており、融資証明 書により確認しております。被害防除計画は西側は市道からの進入路を 設け、東・南・北側は緩衝地を設け、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は 自然流下により処理することとしております。許可の判断として、第2 種農地ではありますが、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域にお いて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設 置されることから、施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

次に、申請番号第6号、議案付属資料は33ページから40ページをご覧ください。申請は、経営している会社事務所前の敷地に余裕がなく、事業車両を停めると道路の一部を占有する状態になるため、父親から申請地を譲り受けて事業用、来客用、社員用の駐車場を整備するための転用であります。申請地は深堀字中川原116-1、地目は田、面積1,068㎡であります。湯沢市役所から西へ約2.1km、市立山田小学校から北東へ約2.2kmの中川原集落内に位置し、東側は原野、西側は田、南側は道路、北側は宅地に接しております。農地区分は、申請地が宅地や道路に囲まれ

た小集団の農地であることから第1種農地、第2種農地及び第3種農地 のいずれの要件にも該当しない農地であることから第2種農地(その他 農地)と判断しました。土地の選定については、会社付近の農地以外の 土地を探しましたが、適地がみつからなかったことから申請地を選定し たことはやむを得ないと考えます。事業計画は、一体として利用する土 地 686.72 m²と合わせて施工し、高さ 1.5m、土量 1,900 m²の造成を行い、 駐車場 1,045.36 ㎡、出入口通路 90.47 ㎡、法面 243.26 ㎡、雪捨場 376.60 m²を整備するとなっております。事業費は一体として利用する土地も含 めての用地取得費 600,000 円、造成・整地経費 2,377,944 円、測量・登 記経費 120,000 円、搬入費等諸経費 113,000 円、計 3,210,944 円となっ ております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳残高により確 認しております。被害防除計画は、東・西・南側は法面保護、北側は既 存宅地にすり付け、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理 することとしております。許可の判断として、第2種農地であるが、住 宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活 上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、施行規 則第33条第4号に該当すると考えます。

次に申請番号第7号、議案付属資料は41ページから49ページをご覧ください。申請は、湯沢駅周辺の住宅用地が減少しており、住居を構えたいと考えても用地を確保できない状況にあることから、駅西線を活用した分譲宅地を造成するための転用であります。申請地は字中野108-1、108-2、108-3、108-4、108-5、108-6、108-7、108-9、109-1、109-2、109-3、64-2、地目は田と畑、面積4、421㎡であります。湯沢駅から西へ約400m、湯沢インターから南へ約1、000mの西新町集落内に位置し、東側は水路、西側は道路、南側は道路、北側は田に接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域・第2種住居地域となっていることから、第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ1.0m、土量4、400㎡の造成を行い、15区画4、328㎡の分譲地を整備するとなっております。事業費は用地取得費33、400、000円、造成・整地経費24、000、000円、設計費2、000、000円、搬入費等諸経費2、400、000円、計61、800、000円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳残高により確認しております。被害防除計画は議案付属資料49ページの、位置図AとB

の南側に側溝を設置し、Bの西側はL型擁壁を設置するとともに既存側溝を擁壁側に移設し、ほかは市道にすり付けます。位置図Cは東・西・北側は擁壁を設置し、南側は市道にすり付けます。汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するための公共升を設置し、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第3種農地であり、都市計画課が開発事前協議を確認していることから、特に問題はないと考えます。

説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、7番 能登 公平 委員から報告願います。

(7番 能登 公平 委員、挙手)

議長

7番 能登 公平 委員。

7番 議案第17号の現地確認について報告いたします。

7月1日、6番 高橋 廣尚 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、 転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第17号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第17号について採決を行います。 許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否 判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。異議ないものと認め、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。

次に、議案第 18 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務 局より説明をお願い致します。

(高橋主幹、挙手)

議長

高橋主幹。

高橋主幹

(議案第18号「非農地証明願いについて」、朗読説明)

議案第18号「非農地証明願いについて」農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和元年7月11日提出。

議案書 18ページ、議案付属資料は 51ページから 53ページをご覧ください。申請地は、稲庭町字稲庭 34-1、地目は畑、面積 164 ㎡であります。 当該地は法面となっており、農地として使用できる状況ではなく、現在 法面崩壊を防ぐために木が茂っている状態となっております。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、7番 能登 公平 委員から報告願います。

議長

(7番 能登 公平 委員、挙手)7番 能登 公平 委員。

7番

議案第18号の現地確認について報告いたします。

7月1日、6番 高橋 廣尚 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請地は法面となって

おり崩落を防ぐために木が茂っている状態であることから、農地の利用 は不可能と判断しました。報告は以上です。

議長

議案第18号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第 18 号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第18号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第19号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」 を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(高橋主幹、挙手)

議長

高橋主幹。

(議案第 19 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」、 朗読説明)

高橋主幹

議案第 19 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」、湯 沢農業振興地域整備計画の変更(案)についての協議があり、市長に回 答する必要があるので意見を求める。令和元年 7 月 11 日提出。

議案書 20 ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地 利用計画変更は 2 件です。

はじめに、No.1 の案件について説明いたします。参考資料は2ページから9ページをご覧ください。除外目的は資材置き場および車庫、所在は字高屋敷 28 番 1、面積は683 ㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料3ページと4ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理

由については、申請者は、建築業を営んでいますが、既存の作業場では収納スペースが足りず、建築資材の野積みにより品質の低下を招いていたことから、今般、新たに建築資材を格納する資材置き場および車庫が必要となり、土地を確保しようと探し、近くの白地の確保を目指していたが、土地所有者の同意が得られず交渉が不調に終わった経緯があり、やむを得ず当該地を選定したことで、農用地区域から除外する必要が生じたものです。

当該地以外に適地を見つけることができず、既存の用地の拡張を余儀なくされている状況ですが、農用地区域であることから除外が必要であり、今回の配置計画等の規模は、事業規模から適当であると判断されております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、周辺に民家が少なく、近隣住民へ迷惑をかける恐れがきわめて少ないことから、他に適地がなかったのであればやむを得ないものと認められるとしております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由 については、当該農地は、農道と田に囲まれて孤立的に存在している団地 の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれ がないものと判断されております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない と判断した理由については、当該農地の耕作者は担い手ではなく、団地の 端に位置する農地であるため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼ すおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した 理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地 改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処す ることを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないとし ております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、県営ほ場整備事業(完了公告:平成4年6月12日)の受益地でありますが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は10ページから18

ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は高松字中村 288 番の内、 面積は 700 ㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料 11 ページと 12 ページを ご覧ください。第 1 号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した 理由については、申出者は、主に一般貨物自動車運送事業を営んでいますが、今般事業を拡大するため、新たな土地を確保しようと適地を探しました。(現在、トラック 2 3 台、乗用車 6 台、ローダー 2 台を所有し、今後は トラック 5 台を増やす計画があります。)

冬季の除雪スペースや敷地内での安全な走行を確保するため、駐車場の整備は緊急の課題であり、現有敷地の拡張を余儀なくされている状況だが、 隣接地は全て農用地区域であるため拡張には除外が必要であり、事業計画 上、申出の面積は適当であると判断されております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、周辺に民家が少なく、近隣住民へ迷惑をかける恐れが極めて低いことから、他に適地がなかったのであればやむを得ないものと認められるとしております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由 については、当該農地は、現在敷地の隣接地に拡張されるため、特に農地 を分断するわけでもなく、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがない ものと判断されております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと 判断した理由については、計画農地の耕作者は所有者本人でありますが、 担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすお それはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した 理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地 改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処す ることを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないとし ております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、県営ほ場整備事業(完了公告:平成5年5月11日)の受益地でありますが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

なお、№.1 については追認案件となりますが、誓約書を提出しており、十分反省していることを申し添えます。説明は以上であります。

暫時休憩します。 (午後3時3分)

再開します。 (午後3時8分)

議長 議案第19号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長 質問なしの声がありますので、議案第 18 号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

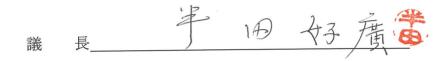
議 長 全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第19号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」は、意義ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。

これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後3時10分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない ことを認め署名押印する。

令和元年7月11日



署名委員 17番 八 产 義 昭 学

署名委員 1番 茶 生 良 子 壓